【事前調査結果の報告が必要な工事】

次の①から③のいずれかに該当する工事

①建築物を解体する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの

②建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1であって、当該作業の請負代金の合計額※2が100万円以上であるもの

③工作物※3 を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事※1 であって、当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

※1解体、改造、又は補修の工事を同一の者が２以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを１の契約で請け負ったものとみなします。

※2請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。

※3対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）注）です。（令和２年10月７日環境省告示第77号・令和5年6月23日環境省告示第48号）

注）観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）については、令和５年10月１日から対象となります。